



## 競技者と監督・コーチへ プロテスト委員会からのインフォメーション

### 1 水上でのインシデントに対するジュリーによる抗議

1.1 通常、ジュリーは、グッド・スポーツマンシップ(規則 2)の明らかな違反を目撃しない限り、第 2 章の規則違反に対して抗議はしません。ジュリーが抗議を検討する違反の例には以下のようなことがあります。これらに限定するものではありません。また、規則 69 に基づいてそれ以上の処置がとられることもあります。

- (a) 免罪判定ではない状況における故意または意図的な規則違反、または、意図的にペナルティーを履行しない場合
- (b) 他艇に対し、度重なる不必要な叫び声や汚い言葉かけて他艇を威嚇した場合
- (c) チーム戦術として、自艇の順位を損ないながらも他艇の成績を良くするための行動
- (d) 損傷または傷害、または明らかに有利となること、または有利となる可能性のある帆走

### 2 外部の援助

- 2.1 支援艇は、SI 24 を遵守してください。これはレースに支障を来すことがなく、安全なレースが運営できるよう定めてあります。
- 2.2 規則 41(外部の援助)は、その艇の準備信号から適用されます。  
(第 4 章前文、定義「レース中」)

### 3 推進方法と規則運用

- 3.1 今大会のジュリーボートは 2 艇です。規則 42 を守らせる目標は、すべての競技者に対して競技を公正にし、規則の範囲内で帆走しているセーラーを保護できるようにすることです。
- 3.2 World Sailing「規則 42 の公式解釈」2021 年 5 月版は、JSAF ルール委員会ホームページに掲載されています。  
(<https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-interpretation>)
- 3.3 World Sailing「規則 42 の公式解釈」に加えて、以下の点は規則 42 の適用を理解するのに役立ちます。
  - (a) 通常、各ジュリーボートには複数名のジャッジがありますが、ある艇が規則 42 に違反したと確信すると、1 名のジャッジが黄色旗ペナルティーを伝えます。
  - (b) ジュリーはできるだけ早く規則 42 ペナルティーを通知しますが、これは艇がフィニッシュラインを越えた後の場合もあります。
- 3.4 ジュリーは違反について説明に行くことはありません。しかし、競技者はレース終了後にペナルティーの説明を海上および陸上(2 階プロテストルーム)においてジュリーに求めることができます。その際、監督やコーチも同伴することができます。

### 4 救済の要求、艇の OCS、UFD または BFD と記録されたことに対する救済要求

- 4.1 競技者は、レース委員会がどのように得点記録したかに異議を申し立てたい場合があります。その場合、その競技者は、規則 62.2 が定める時間内に得点照会を作成し、レース事務局に提出することができます。レース委員会(RC)は、照会に対応する前に、それらの証拠を競技者と共有するように準備します。競技者が得点照会に対するレース委員会の回答に満足していない場合は、競技者は規則 62.2 が定める時間内に救済要求を出すことができます。  
大会において得点照会が準備されていない場合は、競技者は抗議締切時間内か、または、結果が公表された後に合理的にできるだけ早く救済要求を提出することができます。
- 4.2 当該の救済要求における審問においては、競技者はレース委員会が艇の OCS、UFD または BFD の記録において誤りであるという証拠を提供しなければなりません。ビデオによる証拠や伝聞証言を含む証言、2 艇もしくはそれ以上の艇の相対的な位置関係による異なった記録が、レース委員会が記録ミスをした証拠となることは稀です。事実認定においては、確からしさの比較に基づいて判決します。World Sailing ケース 136 を参照してください。

## 5 ビデオ

- 5.1 ビデオを審問に持ち込むことを希望する当事者は、その証拠を見るために必要な機器を準備する責任があります。審問の間、インターネット接続は一般的に利用できません。すべての当事者とジュリーパネルが同時に証拠を見ることができるようにすべきです。

## 6 審問室の環境と審問のオブザーバー

- 6.1 審問は、管理棟 2 階のプロテストルームで、新型コロナウイルス感染予防に配慮して実施します。
- 6.2 各当事者は、ジュリーパネルが特定の場合に不適切であると決定しない限り、審問を傍聴するために 1 名を連れてくることができます。オブザーバーは、「オブザーバーのための情報」というタイトルの書面に署名し、その要件を遵守する必要があります。

## 7 審問中の電子機器の使用

- 7.1 当事者、オブザーバー、証人による、メモ書きや規則・ケースの確認などのための電子デバイス(タブレット、スマートフォン、および同様のデバイス等)の使用は、デバイスが録音または他者との通信に使用されない条件であれば、審問中に許可されます。審問の開始前に、ジュリーメンバーはこれら全てのデバイスがフライトモードに設定され、WiFi と Bluetooth がオフになっていることを確認します。

## 8 審問の再開

- 8.1 審問の当事者が審問の再開を要求した場合、規則 M4 により審問を再開します。
- 8.2 最初の審問で示すことができたはずの証拠、証言は、新しい証拠とは見なされません。たとえば判決を変えるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません。World Sailing ケース 115 を参照してください。

## 8. 規則 69

- 8.1 審問で真実を述べないことを含むあらゆる不正行為は、スポーツマンシップの違反であり、規則 69 に基づくヒアリングにつながる可能性があります。

## 9. ジュリーの手順と方針に関する質問

- 9.1 競技者、チームリーダー、支援者は、書面または Racing Rules of Sailing のフォームにより質問することができます。

2022 年 7 月 16 日  
プロテスト委員長  
吉田 向志